

別表 許可の制限措置等及びその他の事項

制限措置							条件
漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可をすべき漁業者の数	
うなぎ稚魚漁業（小型定置網又はふくろ網）	定めなし	定めなし	一ツ瀬川の左岸導流堤突端と右岸導流堤突端を結んだ線より上流の海面及び一ツ瀬川水系の本支流	令和6年11月26日から令和7年3月10日まで。ただし、令和6年12月12日の日の入りから12月17日の日の出まで、令和7年1月11日の日の入りから1月16日の日の出まで、2月9日の日の入りから2月14日の日の出までの期間を除く。	国又は地方公共団体の出資に基づいた法人であること	1	<ol style="list-style-type: none"> 1) 操業区域のうち、知事が指定する区域以外では操業してはならない。 2) 使用する網の統数は、8統以内とする。 3) 使用する網の全長は50m以内とし、袖網入口の長さは25m以内とする。 4) 使用する網には標識灯を設置し、夜間でも識別できるようにしなければならない。 5) 採捕されたうなぎ稚魚は、毎日、全量出荷しなければならない。ただし、国等試験研究機関からの委託により標本とするものを除く。 6) 操業を行ったときは、その日の採捕量を翌営業日までに知事に報告しなければならない。 7) 使用する船舶には、知事が交付する標旗を識別しやすい場所に掲揚しなければならない。 8) 他船舶の航行に支障をきたさないよう航路を確保するとともに、更に必要な場合は、他船舶の誘導を行わなければならない。 9) 許可証に記載のある従事者以外の者に採捕を行わせてはならない。
			大淀川の左岸導流堤突端、中央導流堤突端、右岸導流堤突端を順次に結んだ線より上流の海面及び大淀川水系の本支流			1	<ol style="list-style-type: none"> 1) 操業区域のうち、知事が指定する区域以外では操業してはならない。 2) 使用する網の統数は、12統以内とする。 3) 使用する網の全長は50m以内とし、袖網入口の長さは25m以内とする。 4) 使用する網には標識灯を設置し、夜間でも識別できるようにしなければならない。 5) 採捕されたうなぎ稚魚は、毎日、全量出荷しなければならない。ただし、国等試験研究機関からの委託により標本とするものを除く。 6) 操業を行ったときは、その日の採捕

						<p>量を翌営業日までに知事に報告しなければならない。</p> <p>7)使用する船舶には、知事が交付する標旗を識別しやすい場所に掲揚しなければならない。</p> <p>8)他船舶の航行に支障をきたさないよう航路を確保するとともに、更に必要な場合は、他船舶の誘導を行わなければならない。</p> <p>9)許可証に記載のある従事者以外の者に採捕を行わせてはならない。</p>
--	--	--	--	--	--	---